

ダイビングプール 団体登録について

ダイビングプールの利用を希望する団体は、以下に定める利用条件を満たすことが利用団体登録の条件となります。東京都スポーツ施設予約システムへの利用団体登録に加え、別途、登録手続きをお願いいたします。

【登録及び利用条件】

- ・安全に配慮した利用とし、構成員を適切に指導・監督してください。
- ・ライフガードの指示には、必ず従ってください。
- ・団体利用に際し、事故・トラブル等が発生した場合には団体の責任において解決してください。当水泳場は一切の責任を負わないものとします。

〈資格について〉

- ・利用時において、次の基準を満たしている有資格者の常駐が必要です。

- ・飛込利用の場合
 - ①公益財団法人日本スポーツ協会の公認資格（飛込コーチ 3・4）
- ・アーティスティックスイミング利用の場合（※①②いずれか）
 - ①公益財団法人日本スポーツ協会の公認資格（AS コーチ 3・4、水泳コーチ 1・2） 等
 - ②日本赤十字社水上安全法救助員（救助員Ⅰ、救助員Ⅱ）以上の資格 等
- ・水球利用の場合（※①②いずれか）
 - ①公益財団法人日本スポーツ協会の公認資格（水球コーチ 3・4、水泳コーチ 1・2） 等
 - ②日本赤十字社水上安全法救助員（救助員Ⅰ、救助員Ⅱ）以上の資格 等
- ・スキューバダイビング、シュノーケル、スキンドайビング利用の場合
 - ①利用種目のライセンス資格（インストラクター程度）
 - ※スキューバダイビングの資格をお持ちの場合、スキンドайビング、シュノーケリング利用も可

〈保険について〉

万一の怪我や事故等に備えて保険の加入をお願いします。特に、スキューバダイビング、シュノーケリング、スキンドайビング等の利用団体は、ダイビング保険等への加入を推奨いたします。

【登録方法】

別紙「東京アクアティクスセンターダイビングプール団体登録申請書」及び各種資格等の証明証コピーをメールもしくは郵送にて下記の間合せ先までご提出ください。利用当日に常駐する可能性のある有資格者の方はすべて登録いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
東京アクアティクスセンター サービス担当
住 所：〒135-0053 東京都江東区辰巳 2-2-1
電 話：03-5534-6410（9：00～21：00 ※休館日を除く）
メール：aquatics-c@tef.or.jp